

帯広市立つつじが丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについての基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。起こった場所は、学校の内外を問わず、通学路や自宅なども含みます。

(2) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることなく、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであり、その解消に向けて組織的に取り組んでいく。

(3) 問題発生時の指導及び組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

(つつじが丘小学校いじめ防止委員会の構成員)

校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、児童理解部長・部員、学級担任、養護教諭
つつじの会（※PTA、CS運営協議会、セーフティネットつつじ等）

(活動)

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめの事案に対する対応に関すること

(4) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校HPや学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

2 いじめ未然防止・早期発見のための取組

(1) いじめの把握・早期発見

教師による日常の観察（朝の会での観察等）を重視するとともに、北海道教育委員会及び帯広市教育委員会のアンケート調査を実施する。

また、担任が一人一人の児童の心のサインをキャッチするため、学校独自の調査や教育相談において児童と面談を行う等、状況をきめ細かく把握する。

(2) 校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに、「つく指導」に心がける。また、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業を積極的に取り入れる等、指導内容のプログラム化について理解を深める。

(3) 校内環境づくり

子どもの居場所づくり、絆づくりを進め、いじめが起きにくい環境をつくる。また、ストレスを生まない環境づくりに努め、ストレスをコントロールする様々な方法について研修する。

- (4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実
年間計画に位置付けた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切に
する指導や多様な価値観・異文化等を理解させる指導の充実を図る等「いじめ根絶」
のための指導を計画的に行なう。
- (5) 児童の理解・支援
児童の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール『ほっと』」等
を活用し、日常観察で把握しきれない児童の小さなサインを見つける。
- (6) 児童会の取組
児童自らが行動する意識を高める工夫を行い、帯広市の「いじめ・非行防止サミット」
へ積極的に参加する。また、校内においては児童会において「相談箱」を設置する等、
いじめ撲滅の取組を充実させる。
- (7) 相談体制の充実及び相談員との連携
教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、ス
クールカウンセラー」等の相談窓口を児童や保護者に周知し、教育委員会と連携し、
校内の相談体制の充実に努める。
- (8) 学校評価
学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識
向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。
- (9) 教職員の意識
全ての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめの未
然防止の観点から児童一人一人が授業において生かされる指導に努める。
- (10) 年間計画の策定
校内における取組内容の検証を行なうため、調査実施の実施時期、会議の開催時期、
それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

3 いじめ発生時における取組

- (1) いじめを認知した場合、速やかに「いじめ防止委員会」を開催し、第一に被害者を
守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。
- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を
実施する等、迅速に状況把握を行い、学校の取組に関する記録化を行う。
- (3) いじめを受けた児童が学校へ登校できない状況や教室に入れない状況が生じた場合は、
学習サポートの実施や心理カウンセリング等、児童や保護者の立場に立ったきめ細や
かな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行い、加え
て道徳の時間等において、傍観者となりうる児童に対して学級指導を行う。
- (5) いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め、学校の指導に対して
理解を得るとともに、家庭における指導に対しての助言を行う。
- (6) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切に
情報提供を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）
と組織的に対応する体制を取る。

令和7年4月一部改訂